

山梨県メディアプロモート業務委託
事業者選定企画提案実施要項

令和5年3月

山梨県

山梨県メディアプロモート業務委託事業者選定企画提案実施要項

1 趣旨

山梨県が行う施策・事業等の意図を正確に県民の皆様に理解して頂き、政策効果を最大限引き出すためには、様々な階層の方々にまず情報が伝わる必要がある。情報を拡散させるためには、新聞・テレビ・ラジオなどの既存メディアとともに、SNSなどのインターネットメディアを適時適切に組み合わせることが求められる。

このため、メディアに精通した外部専門家から、各メディアに対するプロモート活動への支援を受けることにより、記事掲載等による情報拡散を目指すための業務を委託するに当たり、次のとおり企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

山梨県メディアプロモート業務委託

(2) 業務内容

別紙1「山梨県メディアプロモート業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 委託業務費用の上限額

金42,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上限額には成功報酬額として支払われる委託料の上限額である金13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）を含む

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に定める競争入札に参加することができる者であること。
※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先
（郵便番号） 400-8501
（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当
（電話番号） 055-223-1395
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 国や地方自治体、企業等が行うメディアプロモート業務に精通した業者であること。

4 企画提案募集等に関する事項

(1) 担当部署

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館2階）
山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴
電話：055-223-1336
メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程（仮）

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 公告日 | 令和5年3月10日（金） |
| ② 実施要項等の交付開始 | 令和5年3月10日（金） |
| ③ 企画提案応募資格確認申請書の提出期限 | 令和5年3月17日（金） |
| ④ 企画提案に係る質問の受付期限 | 令和5年3月20日（月） |
| ⑤ 企画提案書の提出期限 | 令和5年3月24日（金） |
| ⑥ 採用事業者の決定 | 令和5年3月31日（金） |
| ⑦ 委託契約締結 | 令和5年4月1日（土） |

(3) 実施要項等の配付

- ① 配付期間 令和5年3月10日（金）より令和5年3月17日（金）まで
土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 配付場所 山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴
上記の他、県のホームページからダウンロード可能

アドレス <https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/230309mediapuromoto.html>

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。
- ② 申請書の提出期限及び場所
[提出期限] 令和5年3月17日（金）午後5時必着
[提出方法] 持参又は郵送
※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴
- ③ 申請書には次の書類を添付して提出すること。
ア 3（3）を証した書類の写し
※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。
イ 誓約書（様式2）
- ④ 提出期間までに県が申請書を受理できない場合は、応募することはできない。
- ⑤ 応募資格確認結果は、すべて申請者に対して郵便により通知する。
- ⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案に関する質問の受付

実施要項等に関する質問は、企画提案に関する質問書（様式3）により受け付ける。

- ① 受付期限 令和5年3月20日（月）午後5時必着
- ② 質問方法 電子メールで送信すること。
電子メールの件名は「山梨県メディアプロモート業務プロポーザル質問」と記すこと。
メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp
- ③ 回答方法 質問に関する回答は一覧形式で作成し、申請書の確認を受けた者全員に対して

電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は令和5年3月22日（水）午後5時までにまとめて行う。

- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(6) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからウまでの書類（以下「企画提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部（コピーでも可）

イ 企画提案書[契約希望金額]（様式4-1）・・・ 1部

ウ 法人の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

- ② 企画提案書等の提出期限

【提出期限】 令和5年3月24日（金）午後5時必着

【提出方法】 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

【提出場所】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴

- ③ 提出期限までに山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

(7) 企画提案の無効

「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 実施要項の規定に反した提案

- ② 「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超える提案

- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 提出された企画提案書等で審査を行う。書面審査であるので、企画提案書は詳細に記すこと。審査員から求めがあり、県が必要と認めた場合は、企画提案書の内容について、提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。

- (2) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

- (3) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。

- (4) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。

- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

- (2) 契約保証金は免除する。

- (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。